改正後	改正前
人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百二十六人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。	人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、六百二十四人（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。

附　則

この規則は、平成三十一年三月一日から施行する。